

電気料金種別定義書

【いいねプラン】

株式会社ムダカラ

目次

I.	総則	2
1.	適用	2
2.	実施期日	2
3.	定義	2
II.	契約種別および電気料金	2
4.	契約種別	2
5.	いいねプラン A（関西、中国、四国）および B（北海道、東北、東京、中部、北陸、九州）	3
6.	いいねプラン C（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）	4
III.	契約の変更	5
7.	契約容量の変更	5
8.	本定義書の変更および廃止	5
別表 1		7
1.	いいねプラン B・C（北海道）	7
2.	いいねプラン B・C（東北）	7
3.	いいねプラン B・C（東京）	8
4.	いいねプラン B・C（中部）	8
5.	いいねプラン B・C（北陸）	9
6.	いいねプラン A・C（関西）	9
7.	いいねプラン A・C（中国）	10
8.	いいねプラン A・C（四国）	10
9.	いいねプラン B・C（九州）	11
別表 2		12
1.	容量拠出金相当額	12
2.	電源調達調整費	12

I. 総則

1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、沖縄県および離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。
- (3) 本定義書に定める料金および容量拠出金相当額における単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 実施期日

「本定義書」は、2018年1月26日より実施するものとします。

3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

II. 契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力管内、東北電力管内、東京電力管内、中部電力管内、北陸電力管内、九州電力管内	いいねプラン B（北海道）
		いいねプラン C（北海道）
		いいねプラン B（東北）
		いいねプラン C（東北）
		いいねプラン B（東京）
		いいねプラン C（東京）
		いいねプラン B（中部）
		いいねプラン C（中部）
		いいねプラン B（北陸）
	いいねプラン C（北陸）	

		いいねプラン B (九州) いいねプラン C (九州)
	関西電力管内、中国電力管内、四国電力管内	いいねプラン A (関西) いいねプラン C (関西) いいねプラン A (中国) いいねプラン C (中国) いいねプラン A (四国) いいねプラン C (四国)

5. いいねプラン A (関西、中国、四国) および B (北海道、東北、東京、中部、北陸、九州)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
関西、中国、四国	最大容量（以下、最大需要容量といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
--------------------	---

	<p>ロ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p>
<p>関西、中国、四国</p>	<p>ハ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとしします。</p> <p>ニ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</p>

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表1のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2の1（容量抛出金相当額）によって算定された容量抛出金相当額及び別表2の2（電源調達調整費）によって算定された電源調達調整費の合計とします。

6. いいねプランC（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧ボルト（ボルト）} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表1のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2の1（容量拠出金相当額）によって算定された容量拠出金相当額及び別表2の2（電源調達調整費）によって算定された電源調達調整費の合計とします。

III. 契約の変更

7. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。

- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表 1

1、いいねプラン B・C（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン B	いいねプラン C
10A毎（※） ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVA毎	-	170円50銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランB）	1kWh毎	31.5円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	30.5円

2、いいねプラン B・C（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン B	いいねプラン C
10A毎（※） ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVA毎	-	165円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランB）	1kWh毎	28.4円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	27.4円

3、いいねプラン B・C（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン B	いいねプラン C
10A毎（※） ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVA毎	-	143円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランB）	1kWh毎	28.4円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	27.4円

4、いいねプラン B・C（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン B	いいねプラン C
10A毎（※） ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVA毎	-	143円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランB）	1kWh毎	28.4円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	27.4円

5、いいねプラン B・C（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン B	いいねプラン C
10A毎（※） ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVA毎	-	121円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランB）	1kWh毎	23.3円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	22.3円

6、いいねプラン A・C（関西）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン A	いいねプラン C
最低月額料金	0円00銭	-
1kVA毎	-	198円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランA）	1kWh毎	24.4円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	23.4円

7、いいねプラン A・C（中国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン A	いいねプラン C
最低月額料金	0円00銭	-
1kVA毎	-	203円50銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランA）	1kWh毎	26.4円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	25.4円

8、いいねプラン A・C（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン A	いいねプラン C
最低月額料金	0円00銭	-
1kVA毎	-	187円00銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランA）	1kWh毎	26.4円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	25.4円

9、いいねプラン B・C（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	いいねプラン B	いいねプラン C
10A毎（※） ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVA毎	-	148円50銭

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価（いいねプランB）	1kWh毎	25.4円
従量料金単価（いいねプランC）	1kWh毎	24.4円

別表 2

1. 容量拠出金相当額

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年4月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、容量拠出金相当額としてお客さまにご請求いたします。

(1) 容量拠出金相当額の算定

容量拠出金相当額は以下の算式で計算されます。なお、各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

$$\text{容量拠出金相当額} = \text{容量拠出金単価 (2.50円)} \times \text{使用量 (kWh)}$$

※1 容量拠出金単価の改定

当社は、毎月1日時点において、容量拠出金相当額に係る容量拠出金単価の見直しを行い、必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。

2. 電源調達調整費

(1) 電源調達調整費の算定

電源調達調整費は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

$$A < B \text{ の場合、卸電力調整単価 (還元) } = (A - B) \times 100\% \times (1 + \text{消費税率})$$

$$A > C \text{ の場合、卸電力調整単価 (追加) } = (A - C) \times 100\% \times (1 + \text{消費税率})$$

A 検針日の前月の1日から末日における日本卸電力取引所 (JEPX) が公表するエリアプライスの平均値

B イ卸電力調整単価に定める還元調整基準単価

C イ卸電力調整単価に定める追加調整基準単価

(2) 卸電力調整の適用と公表

検針日が2022年6月1日以降の電気料金から適用開始いたします。各月の卸電力調整単価 (還元)、卸電力調整単価 (追加) は、当社が適当と判断した方法により公表いたします。

イ 卸電力調整単価

2. 電源調達調整費 (1) に定める B (還元調整基準単価)、C (追加調整基準単価) の値 (税込) は供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価
北海道電力ネットワーク(株)	11.00円	12.00円
東北電力ネットワーク(株)	4.00円	9.00円
東京電力パワーグリッド(株)	9.00円	12.00円
中部電力パワーグリッド(株)	8.00円	10.00円
北陸電力送配電(株)	4.00円	8.00円
関西電力送配電(株)	7.00円	9.00円
中国電力ネットワーク(株)	6.00円	9.00円
四国電力送配電(株)	6.00円	9.00円
九州電力送配電(株)	8.00円	9.00円

制定日：2018年1月26日
最終改定日：2024年4月1日